

SSL サーバー証明書取得・管理契約約款

第1条（約款の適用）

1. 株式会社 IDC フロンティア(以下「当社」といいます。)は、この SSL サーバー証明書取得・管理契約約款(以下「本約款」といいます。)に定めるところにより、本サービス(第3条第1号に定義)を提供します。本約款は、当社とお客様(第3条第2号に定義)との間における本サービスの利用にかかる一切の契約(以下「利用契約」といいます。)に対して適用されます。
2. ホスティングその他個別のサービス利用にかかる契約に関する規定(以下「サービス別約款」といいます。)は、本約款とともに本サービスの利用に適用されます。本約款とサービス別約款に矛盾または抵触する定めがある場合、本約款の内容が優先して適用されるものとします。また、当社のホームページにおいて公開する、または個別に通知する本サービスの仕様、利用方法、注意事項、制限事項その他の事項(以下「サービス規定」といいます。)については、本約款とともに本サービスの利用に適用されます。本約款とサービス規定に矛盾または抵触する定めがある場合、サービス規定が本約款に優先して適用されるものとします(以下、本約款およびサービス規定をあわせて「本約款等」といいます。)
3. 「サーバー証明書」(以下「証明書」といいます。)とは、認証局(CA)が発行する、デジタル署名解析用の公開鍵が真正であることを証明するデータをいいます。本サービスの利用にあたり、証明書の提供元である認証局からそれぞれ利用規約および認証業務運用規程(以下「認証局規約」といいます。)が提示されます。この場合、認証局規約は、本約款等とともに本サービスの利用に適用されます。認証局規約は本約款等に優先して適用され、当該規約に定めのない事項については本約款等が適用されるものとします。
4. 当社は、お客様が本サービスの申込を行った時点で、本約款等の内容に同意したものとみなします。

第2条（本約款等の変更）

1. 当社は、予告なく本約款等を変更することがあります。
2. 最新の約款等については当社ホームページに掲載するものとし、当該掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。
3. 第1項の定めにかかわらず、本約款等の変更がお客様に不利益となる場合、15日間の予告期間において本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生日を、効力発生日をお客様に通知します。
4. 認証局規約は予告なく変更される場合があります。これにより本約款等を変更することとなる場合、第3項の規定は適用されません。
5. 本約款等の変更の効力発生日以降は、変更後の約款についてお客様の合意があったものとみなし、利用契約には、変更後の約款の規定が適用されることとなります。

第3条（定義）

本約款で使用される用語について、以下のとおり定義します。

- (1) 「本サービス」

[サーバー証明書および認証局一覧]記載の証明書の取得を代行するサービスをいい、その内容の詳細については、別に定めるものとします。

(2) 「お客様」

本サービスの提供を受ける者をいいます。

(3) 「基本契約」

当社のホスティング利用契約約款を内容とする契約をいいます。

(4) 「利用料金」

利用契約に基づき本サービスの利用の対価としてお客様が当社に支払う料金(初期費用、月額費用、追加費用およびその他料金のすべてを含みます。)をいいます。

(5) 「申請者」

証明書の申請を行う組織または個人をいいます。

第4条 (認証局規約)

適用される認証局規約は、認証局および証明書の種類により異なります。お客様は以下の[サーバー証明書および認証局一覧]を参照の上、各認証局のホームページにて認証局規約を確認し、同意のうえ、本サービスを申し込むものとします。また、お客様と証明書の申請者が異なる場合は、申請者の同意も必要となります。

[サーバー証明書および認証局一覧]

本サービスで扱うサーバー証明書	認証局および認証局規約等※
GMO グローバルサイン クイック認証 SSL	GMO グローバルサイン株式会社 https://jp.globalsign.com/repository/ ・グローバルサイン電子証明書サービス利用約款 ・CPS(認証業務運用規程)
BIZCERT	サイバートラスト株式会社 https://www.cybertrust.ne.jp/ssl/repository/index.html
サイバートラスト SureServer(R)	・SureServer 証明書加入契約書 ・SureServer 証明書 CPS(認証局運用規程)
デジサート セキュア・サーバ ID デジサート セキュア・サーバ ID EV	デジサート・ジャパン合同会社 https://www.digicert.co.jp/repository/ ・SSL サーバ証明書利用規約 ・認証局運用規程
標準独自 SSL	GeoTrust, Inc https://www.rapidssl.com/legal/ ・RapidSSL Subscriber Agreement ・GeoTrust (RapidSSL) CPS
ジオトラスト クイック SSL プレミアム ジオトラスト トゥルービジネス ID ジオトラスト トゥルービジネス ID with EV	GeoTrust, Inc https://www.geotrust.com/jp/legal-repository ・GeoTrust® SSL 証明書利用規約 ・ジオトラスト認証業務運用規程(CPS)

Let's Encrypt	Internet Security Research Group https://letsencrypt.org/repository/ •Subscriber Agreement •Certification Practice Statement
---------------	---

※本約款の制定・施行時または直近の改定時の内容です。

第5条（通知）

1. 当社からお客様への通知は、利用契約に特段の定めのない限り、電子メール、書面、当社のホームページへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載により行う場合、当該通知は、それぞれ電子メールの送信またはホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。
3. お客様は、当社からの電子メールについて、登録時にお客様が届け出たメールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼があった場合は、これに対して遅滞なく応答するものとします。
4. 第1項の通知を書面で行う場合は、登録時にお客様が届け出た住所に対して行うものとし、書面が到達した時点または延着もしくは不到達となった場合でも通常到達すべき時をもって当該通知が到達したものとみなします。

第6条（利用契約の締結等）

1. 利用契約は、お客様が当社所定の方法により申込み、当社がこれを承諾することにより成立します。
2. 本サービスは事業者向けのサービスです。お客様は、本サービスを一般消費者としてではなく、事業目的で利用するものとします。
3. 当社は、前各項その他本約款等の定めにかかわらず、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用契約を締結せず、または更新しないことがあります。
 - (1) お客様の申込に従って本サービスを提供することが技術上、その他の理由で困難である場合
 - (2) お客様が提出した情報等に虚偽の記載、誤記や記入漏れがあった場合
 - (3) お客様が第14条(当社による解約)第2項各号および第3項各号のいずれかに該当する場合またはその可能性があるとして当社が判断した場合
 - (4) 当社が提供する各サービスについて、お客様が過去に当社からその利用契約を解約もしくは解除され、またはサービスの利用を停止されていた場合
 - (5) お客様が当社の競合他社等に該当し、または当社の事業上の秘密を調査する目的で契約を行うものであると当社が判断した場合
 - (6) 登録情報の住所が日本国内でない場合
 - (7) お客様が利用契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断する場合
 - (8) 上記各号のほか、お客様に本サービスを提供することを当社が不相当と判断する場合

第7条（本サービスの利用手続等）

1. お客様は、本サービスの利用に際し、申込書およびその他証明書の発行申請に必要な情報を当社所定の手段により提出するものとします。
2. 利用料金の支払いが前払い式の場合、当社は、第9条第1項に規定する利用料金の受領を確

認した後、お客様から受領した情報に基づき認証局に対し、証明書発行申請の手続きを開始します。

3. 認証局から追加書類の提出要求、その他の連絡または要請があった場合、当社は速やかにその旨をお客様に通知するものとし、お客様は速やかに当該要求等に応じるものとし、
4. 前二項に規定する手続きに関し、お客様は、当社を自己の技術担当者および事務担当者として指定し、これらの担当者業務の代行を当社に委託するものとし、
5. 当社は、お客様から取得した個人情報をもとに本条に定める手続等に必要範囲で認証局に対し提供できるものとし、お客様はこれを承諾するものとし、
6. その他、お客様は、当社が前項に定める委託業務の一部としてお客様および申請者を代行しお客様および申請者による認証局規約等への同意を表明することを承諾する等、本サービスを提供するために必要な業務に関する一切の権限を、当社に対し付与するものとし、

第8条 (本サービスの利用)

1. 証明書の有効期間満了日まで、当社は、お客様の証明書にかかる秘密鍵を保管するものとし、
2. 本サービスを利用して取得した証明書の種類によっては、基本契約に基づく当社のホスティング領域においてのみ利用可能であり、当該領域以外のサーバー領域での利用ができない場合があります。

第9条 (利用料金の支払い)

1. お客様は、当社所定の方法で当社の指定する支払期日までに、別に定める利用料金を支払うものとし、なお、支払いにかかる手数料は、お客様の負担とします。
2. 当社は、第12条(本サービスの一時的な制限および提供停止)第1項または第14条(当社による解約)第2項の定めにより、本サービスを停止した場合であっても、その期間に対応する利用料金その他の請求権を失わないものとし、
3. 利用料金の支払いが前払い式の場合、当社が別に定める場合を除き、お客様は利用開始後、利用料金の返還を請求することはできません。また、利用料金の支払いが後払い式の場合、当社都合により利用契約を終了する場合を除き、当社は契約期間に対応する利用料金その他の請求権を失わないものとし、
4. 利用契約の内容の変更により新たに申し込まれる本サービスの利用料金が減額となる場合であっても、当社が別に定めた場合を除き、当社は契約済みの利用料金の前払分について返還等はしません。
5. 利用契約の内容の変更により本サービスの利用料金が增加する場合には、効力発生日より新料金を適用するものとし、その該当サービス期間における残期間分の金額(差額)を当社が指定する日までに支払うものとし、
6. 電力料金、仕入価格の著しい高騰等、経済情勢の変動を原因に本サービスの利用料金が不当とされたことにより利用契約期間内に当該利用料金を変更する場合、当該変更手続きにおいては第2条(本約款等の変更)第3項の定めは適用されないものとし、

第10条 (証明書発行の権限等)

1. 証明書発行の可否は、認証局規約等に基づき、認証局により判断されます。当社は、認証局の証明書発行にかかる決定について何らの権限を有せず、また、何らの責任を負いません。
2. 認証局から証明書の発行、失効、その他証明書に関する通知を受領した場合、当社は、速やかにお客様に通知するものとしますが、当該通知の内容について当社は何らの責任を負いません。

第 11 条（委託）

1. 当社は、お客様に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を、第三者に委託することがあります。
2. 前項の場合、当社は当該委託先を適切に管理するとともに、当該委託先に対し、本約款等に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 12 条（本サービスの一時的な制限および提供停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を一時的に制限または停止することができるものとします。
 - (1) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
 - (2) 法令上の要請に基づく場合
 - (3) メンテナンスその他運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
2. 前項の場合、当社はおお客様に対し、本サービスの提供を一時的に制限または停止することについてあらかじめ通知するものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
3. 第 1 項各号のいずれかに該当し、当社が本サービスを提供できなかったことによりお客様または第三者が損害を被った場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

第 13 条（本サービスの廃止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
 - (1) 廃止日の 30 日前までにお客様に通知した場合
 - (2) 本サービスの提供元である認証局の事情により本サービスを提供できない場合
 - (3) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 前項に基づき本サービスを廃止したとき、当社は何らの債務を負うことなく、利用契約は廃止となる範囲において終了するものとします。

第 14 条（当社による解約）

1. 当社は、解約日の 30 日前までにお客様に通知することにより、いつでも本サービスの利用契約を解約することができるものとします。
2. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様への事前の通知もしくは催告を要することなく、本サービスを停止し、または利用契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。
 - (1) お客様が本約款等に違反し、改善の見込みがないと合理的に判断される場合、または当社が相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、お客様が当該期間内にこれを是正または履行しな

い場合

- (2) お客様が第 6 条(利用契約の締結等)第 3 項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合
 - (3) 支払停止または支払不能となった場合
 - (4) 手形または小切手が不渡りとなった場合
 - (5) 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があった場合または公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 破産、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があった場合
 - (7) 信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (8) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (9) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (10) お客様に対する通知が不達となり、もしくは当社に返送された場合、または当社からお客様に対して連絡ができなくなった場合
 - (11) その他、利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
3. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様への事前の通知もしくは催告を要することなく、本サービスを停止し、利用契約を解約することができるものとします。
- (1) 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じると当社が判断するものをいいます。以下同じ。)である場合または反社会的勢力であった場合
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、当社に対して以下の行為を行った場合
 - ① 違法なまたは相当性を欠く不当な要求
 - ② 有形力の行使に限定しない示威行為等を含む暴力行為
 - ③ 情報誌の購読等、執拗に取引を強要する行為
 - ④ 被害者団体等、属性の偽装による当社への要求行為
 - ⑤ その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為
 - (3) 当社に対して、自身が反社会的勢力である、または関係者である旨を伝える等した場合
4. お客様は、前二項による利用契約の解約の時点で未払いの利用料金等、当社に対する債務がある場合、当該債務について直ちに期限の利益を失うこととします。

第 15 条 (秘密情報の取扱い)

1. 当社は、本サービス遂行のためお客様より提供を受けた技術上、営業上その他業務上の情報のうち、お客様が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、法令に基づく開示要請、または、行政当局若しくは司法当局からの開示要請を受けた場合、当社は、お客様の承諾なく当該要請に応じ秘密情報を開示できるものとします。
2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成 13 年法律第 137 号)に定める開示請求があった場合、前項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。
3. 第 1 項の定めにかかわらず、当社が必要と認めた場合には、本サービスを提供するために必要な委託先、ライセンサー、データセンターその他の事業者(以下、総称して「委託先等」といいます。)に対して、委託のために必要な範囲で、お客様からあらかじめ書面による承諾を受けることなく秘密

情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は委託先等に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

第 16 条（情報の利用）

お客様は、当社がお客様に別途通知することなく、販売促進またはサービス向上の目的で利用契約にかかる情報を利用すること（当該目的のために当社または当社のグループ会社（親会社、子会社および関連会社その他の関係会社をいい、これら関係会社の関係会社を含みます）の商品またはサービスについての案内等のメールを当社がお客様に送信することを含みます）に同意します。

第 17 条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して知り得たお客様の個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」および「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」に従って取り扱います。
2. 当社は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）」に定める開示請求その他法令に基づく請求がある場合、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。
3. 当社は、お客様から取得した個人情報を本サービスの提供のために必要な範囲で認証局または委託先等に提供する場合があります。

第 18 条（保証の排除）

1. 当社は、本サービスを提供するにあたり必要となる業務を受託し、これらを本約款に基づき遂行する責任のみを負うものとします。
2. 証明書は、認証局規約等に基づきお客様に提供されるもので、当社は、証明書について、その市場適格性、お客様または申請者の意図する使用目的への適合性、第三者の権利の不侵害などを含め、一切の保証をしないものとします。

第 19 条（免責）

1. 当社は、お客様が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、責任を負わないものとします。
2. 各認証局の都合により本サービスの提供が中断、終了またはサービス仕様に変更される場合（以下「サービス変更等」といいます）があります。各認証局からサービス変更等にかかる通知を受領した場合、当社は、速やかにお客様に通知するものとしますが、当該サービス変更等について当社は責任を負いません。
3. 当社は、本約款等に明示的に定める場合を除き、本サービスについてその信頼性、正確性、完全性、有効性、特定目的への適合性、有用性（有益性）、継続性、権原および第三者の権利の非侵害性について一切保証しないものとします。
4. 当社はおお客様に対し、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の種別を問わず、当社の故意または過失による場合にのみ損害賠償責任を負うものとします。
5. お客様は、本サービスの利用に関連し自己と第三者（申請者を含む）の間に生じるクレーム、紛争または紛争のおそれの一切（以下総称して「第三者紛争」といいます）について、

その性質にかかわらず、これらを自己の責任と費用をもって解決するものとします。また、当社が何らかの理由により第三者紛争の対応を余儀なくされた場合、お客様は、当該対応により当社に生じた費用の全部（弁護士費用等の一切を含む）について、これを補償するものとします。

第 20 条（損害賠償の制限）

1. 利用契約に関して当社がお客様に負う損害賠償責任の範囲は、直接の原因によりお客様に現に発生した通常の損害に限るものとし、予見またはその可能性の有無にかかわらず特別事情による損害については責任を負わないものとします。
2. 利用契約に関する損害賠償額は、本サービスの利用料金に相当する額（本サービスの利用料金が月次で発生する場合は、当該損害の原因となる事由が生じた月の利用料金に相当する額）を上限とします。
3. 当社の故意又は重大な過失によりお客様が損害を被った場合、前項の規定は適用しません。

第 21 条（契約上の地位の処分禁止等）

お客様は、利用契約に基づくお客様の地位および利用契約によって生じる権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、または担保に供することはできません。

第 22 条（契約期間）

1. 利用契約の有効期間は、別に定めるものとします。
2. 第 18 条および第 19 条の規定は、利用契約の有効期間満了後も有効に存続するものとします。

第 23 条（裁判管轄）

お客様と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 24 条（準拠法）

利用契約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

附 則

第 1 条（発効）

本約款は、2015 年 2 月 5 日に制定し、同日より効力を有するものとします。

第 2 条（改定）

1. 2016 年 2 月 24 日 一部改定
2. 2016 年 8 月 30 日 一部改定
3. 2016 年 10 月 26 日 一部改定
4. 2017 年 6 月 8 日 一部改定

以下の旧サービスの利用者の範囲において、次の約款および条項を本約款に統合

- ・BIZCERT サービス利用約款
- ・サイバートラスト EV サーバー証明書取得代行サービス利用契約約款
- ・サイバートラストサーバー証明書取得代行サービス利用契約約款
- ・シマンテック EV サーバー証明書取得代行サービス利用契約約款
- ・シマンテックサーバー証明書取得代行サービス約款
- ・ドメイン認証型サーバー証明書取得代行サービス利用契約約款
- ・オプションサービス利用契約約款第 8 条(サーバセキュア化サービス)

【旧サービス】

ビジネス 15、100、200、300、400

スーパービジネス 500、1000

ギガント・シリーズ

ギガント 2・シリーズ

ギガント mini・シリーズ

ライトビジネスシリーズ

ウルトラビジネス・シリーズ

ウルトラビジネス 2・シリーズ

ギガビジネス・シリーズ

ギガビジネスプラス・シリーズ

エコノミー・シリーズ(エントリー/メジャー)

ビズ・シリーズ (バリュー/スタンダード/スーパー)

ビズ2・シリーズ (ライトビズ/スモールビズ/ミディアムビズ/ラージビズ)

EC-CUBE サーバー(ファースト/ベーシック/アドバンス/プレミアム)

5. 2018年5月30日 一部改定
移行完了に伴う条項、記載の整理
6. 2019年4月1日 一部改定
株式会社 IDC フロンティアとの吸収合併に伴い、社名を「ファーストサーバ株式会社」から「株式会社 IDC フロンティア」に変更
7. 2020年3月31日 一部改定
民法改正に伴う条項の改定
8. 2020年5月13日 一部改定
一部証明書の名称変更
9. 2021年8月4日 一部改定
一部認証局規約掲載サイトの URL の変更